

パブリックコメント

パブリックコメント: 意見募集中案件詳細

意見募集中案件

意見募集終了案件

結果公示案件

全ての案件

結果公示案件詳細へ戻る

パブリックコメント(制度)について

このページの見方について

陸運／道路運送

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

案件番号

155140938

定めようとする命令等の題名

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正について

根拠法令項

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第14条の4、第15条の2

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続

問合せ先
(所管府省・部局名等)国土交通省 自動車局 旅客課
電話:03-5253-8111(内線41242)

案の公示日 2014年12月22日

意見・情報受付 2014年12月22日 意見・情報受付 2015年01月20日
開始日 締切日

意見提出が30日未満の場合その理由

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

- ・ 意見募集要領
- ・ 意見提出様式
- ・ 改正案の概要

関連資料、その他

資料の入手方法

国土交通省自動車局旅客課において配布

備考

このページの先頭へ

各種検索、情報提供サービス

法令検索

行政手続案内検索

パブリックコメント

e-Gov電子申請システム

電子申請とは

府省横断的な情報

行政文書ファイル管理簿の検索

個人情報ファイル簿の検索

組織・制度の概要案内

行政機関(府省)や行政に関する情報案内など

行政機関(府省)別行政情報案内

情報公開(独立行政法人等)

カテゴリー別行政情報案内

各府省の予算執行情報

広報・報道

組織・法全

政策

調達

申請・手続

e-Govについて

電子政府の推進について

e-Govヘルプ

このウェブサイトについて

お問合せ

サイトマップ

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のため
に監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

平成26年12月
＜問い合わせ先＞
自動車局旅客課
(41-242)

今般、国土交通省では、別紙のとおり、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」を改正することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。

意見公募要領

1. 意見募集対象

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のため
に監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案について

2. 意見募集期間

平成26年12月22日（月）～平成27年1月20日（火）（必着）

3. 意見送付方法

別添の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

（2）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメント」として下さい。

（3）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1636

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

4. 留意事項

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添：意見提出様式)

国土交通省自動車局旅客課
パブリックコメント担当 あて

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメント

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意 見	(対象部分)
	(ご意見)
	(理由)

平成26年12月
自動車局旅客課

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化
の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の
一部改正案について

1. 改正の背景

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、国土交通大臣が準特定地域として指定した地域においては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、毎年「需給状況の判断」を実施することとしている。この「需給状況の判断」をするに当たっては、従来、各地域における「輸送需要量」について直近1年間の輸送実績を基に算定していたが、直近5年間における輸送動向から「輸送需要量」の算定を行うことにより需給状況に関する数値の精度を一層高めるため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

準特定地域における「需給状況の判断」を実施する際の「輸送需要量」を算定する輸送実績について、直近5年間の数値を用いることとする。

3. スケジュール

公布日：平成27年1月下旬（予定）
施行日：平成27年1月下旬（予定）

電子政府の総合窓口



トライガク

e-Govヘルプ

お問合せ

サイトマップ

文字サイズ 大小さく 元に戻す 小さく

 法令検索 電子申請 行政手続案内検索 ハヤカワルゴ よくある質問

ホームページ > パブリックコメント(結果公示案件) > 結果公示案件詳細

パブリックコメント

パブリックコメント:結果公示案件詳細

[意見募集中案件](#)[意見募集終了案件](#)[結果公示案件](#)[全ての案件](#)

陸運／道路運送

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正に関する意見募集の結果について

[パブリックコメント\(制度\)について](#)[て](#)[このページの見方について](#)

案件番号

155140938

定めようとする命令等の題名

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正について

根拠法令項

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第14条の4、第15条の2

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続

問合せ先
(所管府省・部局名等)国土交通省 自動車局 旅客課
電話:03-5253-8111(内線41242)

命令等の公布日・決定日

2015年01月22日

結果の公示日

2015年01月22日

意見公募時の案の公示日

2014年12月22日 意見・情報受付締切日

2015年01月20日

関連情報

結果概要、提出意見、意見の考慮
結果・理由等

結果概要

 記入

その他

意見公募時の画面へのリンク

意見公募時の画面

資料の入手方法

国土交通省自動車局旅客課において配布

備考

[このページの先頭へ](#)

各種検索、情報提供サービス

行政機関(府省)や行政に関する情報案

e-Govについて

法令検索

内など

電子政府の推進について

行政手続案内検索

行政機関(府省)別行政情報案内

e-Govヘルプ

パブリックコメント

情報公開(独立行政法人等)

このウェブサイトについて

e-Gov電子申請システム

カテゴリー別行政情報案内

お問合せ

電子申請とは

各府省の予算執行情報

サイトマップ

府省横断的な情報

広報・報道

行政文書ファイル管理簿の検索

組織・法令

個人情報ファイル簿の検索

政策

組織・制度の概要案内

開達

申請・手続

[e-Govについて](#) [利用条件](#) [個人情報の取扱について](#) [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正に関する意見募集の結果について

平成27年1月22日
国土交通省自動車局

国土交通省では、平成26年12月22日（月）から平成27年1月20日（火）まで、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正に対する意見募集を行い、8件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

パブリックコメントの意見及び国土交通省の考え方

通達案への意見・回答		
意見	件数	回答
<p>算定に用いる数値の期間を単に伸ばしただけでは、より長期の需給状況を反映することになるだけあって、これによって必ずしも精度が一層高まるとはいえないと思います。</p> <p>また、このように長期の需給状況のみを考慮することになると、急激な経済変動等により急激に需給状況が変動し、これが相当期間継続する場合に対応できなくなるおそれがあると思います。</p> <p>したがって、原則として直近5年間の数値を用いることとするとしても、急激に需給状況が変動し、これが相当期間継続すると見込まれる場合は、この限りでないこととするべきだと思います。</p>	1	<p>急激に経済の変動する現代社会において、経済動向に左右されやすいタクシー事業については、単年度によるものではなく長期的なタクシー事業による輸送動向を基に算出することによって、より正確に需要量を算定できるものと考えております。</p> <p>また、急激に需給状況等が変化した場合においては、その状況に鑑みて適切に対処していくこととしております。</p>
<p>輸送需要に関する数値の精度を高める事は必要と認めるが、当該需要が乗務員の賃金向上に反映し、労働条件の改善をもたらすことを要件として、特定地域・準特定地域の指定・解除が行われるのでなければ、特措法の改正が行われた趣旨を満たさないと考える。よって、精度を高める必要性について、その目的として労働条件の改善を図るための措置であることを明記することが必要である。</p>	1	<p>輸送需要量は、単にタクシーに対する需要を算定するものであるため、これにより労働条件の改善等を措置するものでないと考えております。</p> <p>なお、今後も、今般の特措法の改正趣旨を踏まえ、適時適切に対応して参りたいと考えております。</p>
<p>「需給状況の判断」をするにあたっては、従来、各地域における「輸送需要量」について直近1年間の輸送実績を基に算定されていたが、直近5年間における輸送動向から「輸送需要量」の算定を行うこととすることにより、需給状況に関する数値の精度が高まるため、賛成である。</p> <p>なお、特定地域及び準特定地域の指定・解除の際、「需給状況の判断」をするにあたっては、今般改正案と同様に直近5年間における輸送動向から「輸送需要量」の算定を行うこととされることを要望する。</p>	1	<p>頂戴したご意見は今後のハイヤー・タクシー行政の適切な運営のための貴重なご意見として承らせていただきます。</p>

通達案への意見・回答

意見	件数	回答
需給状況に関する数値精度をもっと高めてほしい。輸送実績の報告には時間の概念がありません。 一日のうち車両が日勤なのか隔日勤務なのか何時間稼動したのかを把握されなければ、市場での過不足を把握することは難しいと思いますのでご精査の程宜しくお願い申し上げます。	1	現在の需給状況の判断に当たっては、曜日や時間帯別による需給状況の判断をするのではなく、タクシー事業全体としての需給状況の判断を行うことを考えております。したがって、頂戴したご意見は今後のハイヤー・タクシー行政の適切な運営のための貴重なご意見として承らせていただきます。
毎年8月1日を目途に公表される需給状況の判断において、供給輸送力の増加が可能であるとされた際には、全ての増加可能車両数を法人タクシーの休車の解除（（2）二）に最優先で配分することとし、さらに余剰の増加可能車両数があった場合に新規許可等の他の項目（（2）イからハ）に配分することとされたい。	1	今般の改正に対するご意見ではないため、頂戴したご意見は今後のタクシー・ハイヤー行政の適切な運営のための貴重なご意見として承らせていただきます。
①直近1年間の実績によらず、複数年の状況から判断することは、改正の背景に記されているとおり精度を上げる手法としては同意できる。しかしながら、5年間の実績をどのように用いるかについて、具体的に示していただく必要がある。 なお、5年間の実績については、準特定地域指定が3年の範囲を超えないこととされていることから指定期間と整合させ直近3年間との意見もある。 ②準特定地域の指定基準（平成26年1月24日付国自旅第402号）において、指定の是非を毎年10月1日を目途に検証することとされているが、その折には、直近1年間の実績をもって判定がされる。これとの整合性を整理する必要があると考える。	1	パブリックコメントにおける記載については、簡潔にご理解頂くために要旨のみを記載しましたが、通達においては、5年間の実績をどのように方法で用いるかを明確に規定しました。 なお、②については、今般の改正に対するご意見ではないため、頂戴したご意見は今後のタクシー・ハイヤー行政の適切な運営のための貴重なご意見として承らせていただきます。
急激に経済の変動する現代社会においては、5年前と現在では営業環境も大きく異なるため、あまり参考にならない可能性がある。需給状況に関する数値の精度がむしろ下がる懸念があり、5年間との期間は短縮すべき。	1	急激に経済の変動する現代社会において、経済動向に左右されやすいタクシー事業については、単年度によるものではなく長期的なタクシー事業による輸送動向を基に算出することによって、より正確に需要量を算定できるものと考えております。

通達案への意見・回答

意見	件数	回答
「直近5年間の数値を用いる」というが、どのような用い方をするのか示して意見公募するべきである。もし、「輸送需要量」 = 「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」 × （「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」 ÷ 「直近1年間の前1年間の当該準特定地域の総実車キロ」）の中の「1年間」をすべて「5年間」に置き換えるということであれば、最近の傾向が薄められてしまうので、精度を高めたとは言えず、不適切である。	1	パブリックコメントにおける記載については、簡潔にご理解頂くために要旨のみを記載しましたが、通達においては、「輸送需要量」 = 「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」 × 「当該準特定地域における総実車キロの直近5年間分の対前年比率の平均値（相乗平均）」と規定したところです。